

Q6-19 外国の電子役務提供者向け法人税制

台湾内に固定的営業場所を持たない外国の営利事業者が台湾内の個人、法人等に電子役務を販売する際には法人税申告が必要となり、以下のように申告をします。

1. 台湾源泉所得の認定

財政部の 2018 年1月2日公布の解釈令では電子役務は前提として「オンラインプラットフォームを提供する電子役務」と「オンラインプラットフォームを提供しない電子役務」の2つに区別されるとしており、所得税法第8条の台湾源泉所得認定原則や電子役務と経済の関連性を鑑み、電子役務の提供による台湾源泉所得とそれに該当しない所得を以下のように規定しています。

(1) 台湾源泉所得と認定されるもの

- 1 外国の営利事業者がインターネットまたはその他電気通信回線を介し台湾内の購入者に即時性、相互性、利便性および連続性のある電子役務を提供して得た報酬。例えばオンラインゲーム、音楽、映像、広告の配信等
- 2 外国プラットフォーム業者が台湾内外の売主・買主双方の取引に供するためオンラインプラットフォームを設置し、売主・買主の双方または一方が台湾内の個人、法人等でその売主・買主双方から得た報酬

(2) 台湾源泉所得と認定されないもの

- 1 外国の営利事業者が台湾外で完成した商品（電子書籍、標準ソフトウェア等）の形式変更のみ行い、インターネットやその他電気通信回線を介しコンピュータ設備やモバイル装置にダウンロードし台湾内の買受人の使用に提供して得た報酬。ただし、台湾内の個人が営利事業者の関与と協力があった初めて提供できるような場合には、その報酬は台湾源泉所得となる。
- 2 外国の営利事業者がインターネットやその他電気通信回線を介し販売した、実態のある場所で使用する役務（宿泊サービス、自動車リースサービス）。ただし、外国のプラットフォーム業者を通じているか否かに関わらず、役務の提供場所あるいは経営場所が台湾外である場合に限る。

2. 課税所得額の計算

当該電子役務が台湾源泉所得に該当する場合、その所得額は以下のAにしたがい所得額を計算し、Bの貢献度を乗じて課税所得額を計算します。

A 所得額の計算

条件	所得額の計算方法
1. 帳簿、証憑を提示可能	収入－関連原価費用
2. 帳簿、証憑を提示不能だが、契約書、主要な営業項目等を提示可能	<ul style="list-style-type: none"> 収入×主要な営業項目に適用する同業利益標準純利益率 オンラインプラットフォーム提供を営む場合、同業利益率は30%
3. 上記1と2以外	収入×30%

注：「税務当局の調査による実際の利益率 > 2と3の規定による査定利益率」の場合、税務当局の調査結果(前者)に基づき所得額を算出

B 台湾内での貢献度の認定

条件	台湾内の貢献度
1. 台湾内外の取引の貢献度をそれぞれ区別できる資料がある	実際の台湾内の貢献度に基づく
2. 全ての取引が台湾内で行われている、もしくは役務提供地および使用地が台湾内	100%
3. 上記1と2以外	50% ただし、税務当局の調査による実際の台湾内の貢献度が50%より高い場合、税務当局の調査結果に基づく

課税方法

種類	課税規定
1. 源泉徴収 範囲内	支払時に、源泉徴収義務者が規定された源泉徴収税率に基づき源泉徴収を行う
2. 源泉徴収 範囲外 (例：買受人が個人等)	外国事業者は自らあるいは税務申告代理人に委託し、当該年度の所得税申告期間内に申告・納付を行う

なお、上記 A および B について、税務機関に申請・許可を受けた場合は、その所得額に対する源泉徴収で足りません。

そのため、許可が送金後になった場合は、所得獲得後 5 年内であれば、許可された計算方法による納付すべき法人税額と源泉徴収にて納付した税額との差額の還付申請が可能です。